

蒲郡市地域づくりによる介護予防活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域で効果的な介護予防活動が実施できるよう高齢者を支援し、介護予防を推進するため、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防事業として、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定に基づき、東三河広域連合から委託を受けて、蒲郡市が実施する蒲郡市地域づくりによる介護予防活動支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象)

第2条 事業の対象は、65歳以上の市民で構成される団体で、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「対象団体」という。）とする。

- (1) 市が実施する事業への1回当たりの平均参加人数が10人以上見込まれること。
- (2) 介護予防に効果的な運動を毎週1回、3か月以上継続的に実施することが可能であると見込まれること。
- (3) 政治若しくは宗教に係る活動又は営利を目的とする活動を行う団体ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める団体を事業の対象とすることができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護予防に効果的な運動教室を毎週1回、全12回実施し、初回と最終回に効果測定を行うこと。
- (2) リハビリテーション専門職、健康づくりリーダー（愛知県が実施する健康づくりリーダーバンク登録研修会の単位を修了し、愛知県健康づくりリーダーバンク登録証を交付された者をいう。）等が介護予防に効果的な運動について助言や実践指導を行うこと。
- (3) 事業終了後における対象団体の介護予防活動の継続について相談に応じること。

(利用申込)

第4条 事業を利用しようとする対象団体は、高齢者が元気になる運動推進事業利用申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（実施決定及び通知）

第5条 市長は、前項の申込書にて内容を審査の上、実施の可否を決定し、高齢者が元気になる運動推進事業利用決定通知書（第2号様式）又は高齢者が元気になる運動推進事業利用却下通知書（第3号様式）により、当該対象団体にその結果を通知するものとする。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。